

契約概要・注意喚起情報

ご契約に関する大切な事項を記載しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みください。

介護・認知症選択型保障保険(無解約返戻金型) 無配当

介護保険^{ケア}Cセレクト

▶ 契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

▶ 注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。

▶ 「ご契約のしおり・約款」について

「ご契約のしおり・約款」に関する説明を記載しています。

三井住友海上あいおい生命のホームページにて閲覧・ダウンロード可能な「ご契約のしおり・約款」(Web版)をご案内しています。

▶ 重要事項確認書 兼 受領確認書



ご提出が必要な書類です

お申込みの際には、「重要事項確認書 兼 受領確認書」の内容をご確認のうえ、**ご提出ください。**

※ 申込書や情報端末画面上でご確認済の場合等、ご提出が不要場合があります。

介護・認知症選択型保障保険(無解約返戻金型) 無配当

この保険商品は右記の保障を希望されるお客さまにおすすめの商品です。

主な保障内容

介護・認知症の保障

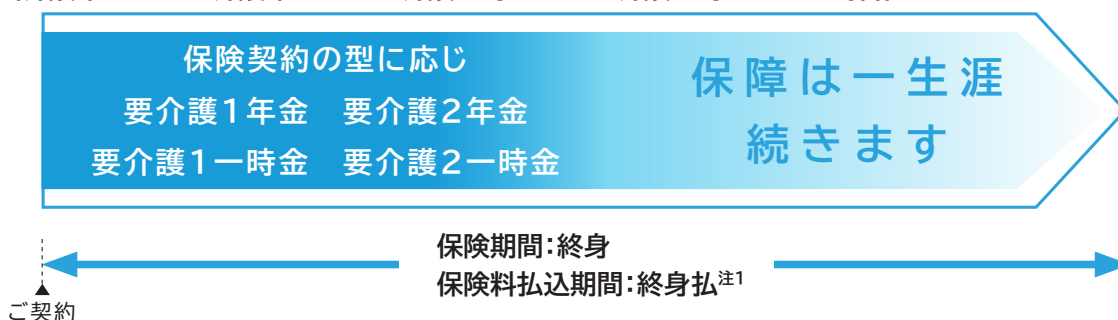
- この **契約概要** は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に **注意喚起情報** とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- お支払事由や給付に際してのご留意点は、概要や代表事例を示しています。
お支払事由や給付に際してのご留意点等の詳細、主な保険用語の説明等については **「ご契約のしおり・約款」** に記載しておりますので必ずご確認ください。

1 特徴

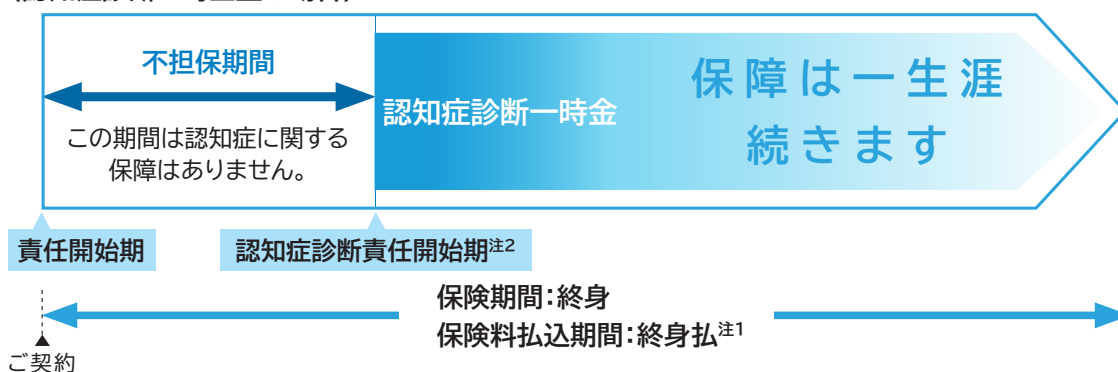
- 保険契約の型に応じて、一生涯にわたり要介護状態や認知症になられたときに備えることができます。
- ニーズに合わせて、保険契約の型を選ぶことができます。

2 商品(主契約)のしくみ

〈介護年金Ⅰ型、介護年金Ⅱ型、介護一時金Ⅰ型、介護一時金Ⅱ型の場合〉



〈認知症診断一時金型の場合〉



注1 保険料払込期間については、一定期間で保険料のお払込みが満了する「有期払」もご選択いただけます。
一般的に、保険料払込期間の長いご契約に比べ短いご契約の方が、払込保険料の合計額は少なくなります。

ただし、ご契約内容によっては、保険料払込期間の短いご契約の方が、**払込保険料の合計額が多くなる場合があります。**

注2 この書面の **5 器質性認知症・軽度認知障害に関する保障の開始(認知症診断責任開始期)**についてをご覧ください。

選択できる保険契約の型、付加できる特則は次のとおりです。

保険契約の型	給付の種類	付加できる特則		
介護年金Ⅰ型	要介護１年金	軽度介護一時金 給付特則	—	重度介護前払機能付 死亡保障特則
介護年金Ⅱ型	要介護２年金	軽度介護一時金 給付特則	—	重度介護前払機能付 死亡保障特則
介護一時金Ⅰ型	要介護１一時金	軽度介護一時金 給付特則	—	重度介護前払機能付 死亡保障特則
介護一時金Ⅱ型	要介護２一時金	軽度介護一時金 給付特則	—	重度介護前払機能付 死亡保障特則
認知症診断一時金型	認知症診断一時金	—	軽度認知障害診断 一時金給付特則	重度介護前払機能付 死亡保障特則

※ 保険契約の型は、保険期間の途中で変更できません。

※ 具体的なご契約の内容（年金・給付金額等、保険料、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法等）は、「[申込書](#)」や「[保険設計書](#)」等でご確認ください。

③ 主契約の保障内容： お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

保険契約の型について

〈介護年金Ⅰ型、介護年金Ⅱ型の場合〉

年金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
要介護１年金	責任開始期以後に発生した病気やケガで、次のいずれかに該当されたとき ● 公的介護保険制度に定める要介護１以上の状態に該当していると認定されたとき ● 満65歳未満の被保険者について、約款所定の日常生活介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき	要介護１年金額
要介護２年金	責任開始期以後に発生した病気やケガで、次のいずれかに該当されたとき ● 公的介護保険制度に定める要介護２以上の状態に該当していると認定されたとき ● 満65歳未満の被保険者について、約款所定の生活介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき	要介護２年金額

■ 第１回の要介護１年金または要介護２年金をお支払いした場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。

■ 年金の種類については次から選択できます。

年金の種類	要介護１年金・要介護２年金のお受取りについて
終身年金	お支払回数に限度はありません ● 第１回の要介護１年金または要介護２年金のお支払事由に該当した日の年単位の応当日に生存している限り、終身にわたって第２回以後の要介護１年金または要介護２年金をお受け取りいただけます。
５年確定年金	お支払回数は５回です ● 第１回の要介護１年金または要介護２年金のお支払事由に該当した日の年単位の応当日に、第２回以後の要介護１年金または要介護２年金をお受け取りいただけます。

※ 年金の種類は、保険期間の途中で変更できません。

〈介護一時金Ⅰ型、介護一時金Ⅱ型の場合〉

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
要介護Ⅰ一時金	責任開始期以後に発生した病気やケガで、次のいずれかに該当されたとき ● 公的介護保険制度に定める要介護Ⅰ以上の状態に該当していると認定されたとき ● 満65歳未満の被保険者について、約款所定の日常生活介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき	要介護Ⅰ一時金額
要介護Ⅱ一時金	責任開始期以後に発生した病気やケガで、次のいずれかに該当されたとき ● 公的介護保険制度に定める要介護Ⅱ以上の状態に該当していると認定されたとき ● 満65歳未満の被保険者について、約款所定の生活介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき	要介護Ⅱ一時金額

要介護Ⅰ一時金または要介護Ⅱ一時金は保険期間を通じて1回のお支払いを限度とします。

〈認知症診断一時金型の場合〉

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
認知症診断一時金	責任開始期以後に発生した病気やケガで、認知症診断責任開始期 ^注 以後に初めて約款所定の器質性認知症と医師によって診断確定されたとき	認知症診断一時金額

注 この書面の **5 器質性認知症・軽度認知障害に関する保障の開始（認知症診断責任開始期）について** をご覧ください。

認知症診断一時金は保険期間を通じて1回のお支払いを限度とします。

特則について

〈軽度介護一時金給付特則を付加した場合〉

軽度介護一時金給付特則は、保険契約の型が介護年金Ⅰ型、介護年金Ⅱ型、介護一時金Ⅰ型または介護一時金Ⅱ型の場合に付加することができます。

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
軽度介護一時金	責任開始期以後に発生した病気やケガで、公的介護保険制度に定める要支援Ⅰ以上の状態に該当していると認定されたとき	軽度介護一時金額

■ 軽度介護一時金は保険期間を通じて1回のお支払いを限度とします。

■ 軽度介護一時金をお支払い後、保険契約は存続しますが、軽度介護一時金給付特則は消滅します。なお、以後の本特則の保険料のお払込みは不要になります。

■ 軽度介護一時金をお支払いすることなく、第1回の要介護Ⅰ年金、第1回の要介護Ⅱ年金、要介護Ⅰ一時金または要介護Ⅱ一時金のお支払事由に該当した場合には、軽度介護一時金もあわせてお支払いします。

〈軽度認知障害診断一時金給付特則を付加した場合〉

軽度認知障害診断一時金給付特則は、保険契約の型が認知症診断一時金型の場合に付加することができます。

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
軽度認知障害診断一時金	責任開始期以後に発生した病気やケガで、認知症診断責任開始期 ^{注1} 以後に初めて約款所定の軽度認知障害と医師によって診断確定されたとき	軽度認知障害診断一時金額

注1 この書面の **5 器質性認知症・軽度認知障害に関する保障の開始（認知症診断責任開始期）について** をご覧ください。

■ 軽度認知障害診断一時金は保険期間を通じて1回のお支払いを限度とします。

■ 軽度認知障害診断一時金をお支払い後、保険契約は存続しますが、軽度認知障害診断一時金給付特則は消滅します。なお、以後の本特則の保険料のお払込みは不要になります。

■ 軽度認知障害診断一時金をお支払いすることなく、認知症診断一時金のお支払事由に該当した場合には、軽度認知障害診断一時金もあわせてお支払いします。

〈重度介護前払機能付死亡保障特則を付加した場合〉

重度介護前払機能付死亡保障特則は、すべての保険契約の型に付加することができます。

保険金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
死亡保険金	死亡されたとき	死亡保険金額
重度介護保険金	次の(1)(2)すべてに該当されたとき (1) 責任開始期以後に発生した病気やケガで、次の①②すべてに該当されたとき ① 請求日において次のいずれかに該当されたとき ● 公的介護保険制度に定める要介護3以上の状態に該当していると認定されたとき ● 満65歳未満の被保険者について、約款所定の要介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき ② 次のいずれかに該当されたとき ● 第1回の要介護1年金、第1回の要介護2年金、要介護1一時金、要介護2一時金または認知症診断一時金が支払われるとき ● 第1回の要介護1年金、第1回の要介護2年金、要介護1一時金、要介護2一時金または認知症診断一時金が支払われているとき (2) 請求日における年齢が40歳以上であるとき	指定保険金額^{注2}に 請求日における 約款所定の給付割合 を乗じた金額^{注3}

注2 指定保険金額とは、死亡保険金額のうち所定の範囲内で重度介護保険金の受取人が指定した金額です。

注3 約款所定の給付割合は100%未満となるため、お支払額は指定保険金額よりも少なくなります。

詳細は  「ご契約のしおり・約款」 をご確認ください。

■ 死亡保険金と重度介護保険金は、重複して **お支払いできません**。

■ 重度介護保険金は保険期間を通じて1回のお支払いを限度とします。

■ 重度介護保険金のお支払いについては次のとおりお取扱いします。

- 指定保険金額が死亡保険金額と同額の場合、本特則は消滅します。
- 指定保険金額が死亡保険金額よりも少額の場合、指定保険金額と同額の死亡保険金額が減額されたものとして扱われます。

■ 第1回の要介護1年金、第1回の要介護2年金、要介護1一時金、要介護2一時金または認知症診断一時金をお支払い後も、重度介護前払機能付死亡保障特則は存続します。なお、主契約・本特則ともに以後の保険料のお払込みは不要になります。

死亡時返戻金について

主契約のお支払事由に該当する前^注に被保険者が死亡されたとき、主契約の解約返戻金と同額を死亡時返戻金としてお支払いします。

ただし、次の場合、死亡時返戻金はありません。

- 保険料払込期間中に死亡されたとき
- 重度介護前払機能付死亡保障特則が付加されたご契約

注 軽度介護一時金、軽度認知障害診断一時金をお支払いした場合でも死亡時返戻金があります。

保険料の払込免除について

- 次の場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。
 - 責任開始期以後に発生した病気やケガで、約款所定の高度障害状態になられたとき
 - 責任開始期以後に発生した不慮の事故によるケガで、その事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害の状態になられたとき
- 保険料の払込免除事由が発生しても、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。
 - ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - 被保険者の犯罪行為によるとき 等

4 特約の保障内容： お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

主契約に付加できる特約を記載しています。ご契約年齢およびご契約の内容によっては付加できない場合があります。

新保険料払込免除特約

次の場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。

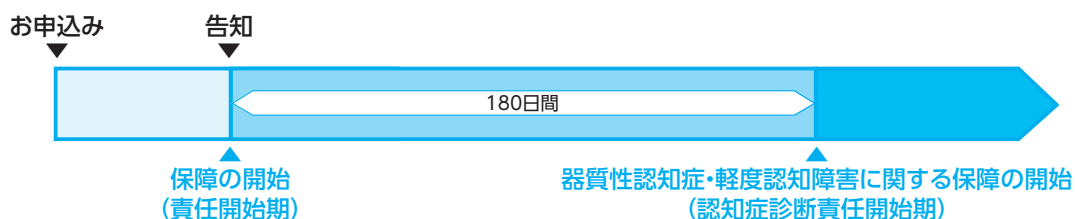
払込免除事由	
悪性新生物 (ガン)	責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（ガン）に罹患したと医師によって診断確定されたときただし、次の場合を除きます。 ● 上皮内ガン（子宮頸ガン0期・食道上皮内ガン・非浸潤ガン・大腸の粘膜内ガン等） ● 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガン ● 責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された乳ガン
心疾患	責任開始期以後に発病した心疾患 ^注 または脳血管疾患で入院されたとき
脳血管疾患	

注 心疾患には、「高血圧性心疾患」は含まれません。

5 器質性認知症・軽度認知障害に関する保障の開始（認知症診断責任開始期）について

認知症診断一時金型の器質性認知症に関する保障の開始および軽度認知障害診断一時金給付特則の軽度認知障害に関する保障の開始（認知症診断責任開始期）は責任開始日^注からその日を含めて180日を経過した日の翌日（181日目）からとなります。

注 三井住友海上あいおい生命がご契約の「お申込みを受けた時」または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。この保障を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。



6 認知症診断責任開始期の前日までに器質性認知症・軽度認知障害と診断確定されていた場合等

被保険者が、認知症診断責任開始期の前日までに器質性認知症・軽度認知障害と診断確定されていた場合等には、ご契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、次のとおりお取扱いします。

〈保険契約の型が認知症診断一時金型の場合〉

告知前または告知時から認知症診断責任開始期の前日までに器質性認知症と診断確定されていた場合、または責任開始期前の原因により認知症診断責任開始期以後に器質性認知症と診断確定された場合、ご契約は**無効となり**、認知症診断一時金は**お支払いできません**。

この場合、すでに払い込まれた保険料は次のとおりお取扱いします。

①告知前に、被保険者が器質性認知症と医師によって診断確定される原因が生じていた事実を、ご契約者および被保険者がともに知らなかったときは、ご契約者にお戻しします。

②告知前に、被保険者が器質性認知症と医師によって診断確定される原因が生じていた事実を、ご契約者および被保険者のいずれか 1 人でも知っていたときは、お戻ししません。

※ 解約返戻金があるときはこれをご契約者にお支払いします。

③告知より後の原因により被保険者が器質性認知症と医師によって診断確定されていたときは、ご契約者にお戻しします。

〈軽度認知障害診断一時金給付特別の場合〉

告知前または告知時から認知症診断責任開始期の前日までに軽度認知障害と診断確定されていた場合、または責任開始期前の原因により認知症診断責任開始期以後に軽度認知障害と診断確定された場合、特則は**無効となり**、軽度認知障害診断一時金は**お支払いできません**。

この場合、すでに払い込まれた特則保険料は次のとおりお取扱いします。

①告知前に、被保険者が軽度認知障害と医師によって診断確定される原因が生じていた事実を、ご契約者および被保険者がともに知らなかったときは、ご契約者にお戻しします。

②告知前に、被保険者が軽度認知障害と医師によって診断確定される原因が生じていた事実を、ご契約者および被保険者のいずれか 1 人でも知っていたときは、お戻ししません。

③告知より後の原因により被保険者が軽度認知障害と医師によって診断確定されていたときは、ご契約者にお戻しします。

7 解約返戻金について

解約返戻金は、次のとおりです。

〈主契約〉

保険料払込期間中に解約された場合は**解約返戻金はありません**。

ただし、保険料払込期間が保険期間より短いご契約において、保険料払込期間満了後、すべての保険料をお払込みいただいている場合のみ、解約返戻金（保険契約の型に応じて要介護 1 年金額、要介護 2 年金額、要介護 1 一時金額、要介護 2 一時金額、認知症診断一時金額のいずれかの 5%）をお受け取りいただけます。なお、主契約のお支払事由に該当する前に限ります^注。

注 軽度介護一時金、軽度認知障害診断一時金をお支払いした場合でも解約返戻金があります。

〈特約〉

保険期間を通じて**解約返戻金はありません**。

8 配当金について

契約者配当金はありません。

9 お支払いできる場合（お支払事由）の変更について

法令等の改正による公的介護保険制度の改正があった場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て年金・給付金等のお支払事由を公的介護保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。この場合、お支払事由を変更する2か月前までにご契約者にご連絡します。

10 「他の保険契約からの移行に関する特約（特定生命保険契約用）」により契約を移行された場合の注意事項

「他の保険契約からの移行に関する特約（特定生命保険契約用）」により、介護・認知症選択型保障保険（無解約返戻金型）に移行された場合、**「給付金をお支払いできる場合（お支払事由）」の範囲が縮小される**ことがありますので、ご注意ください。

お支払事由の詳細は、移行前契約および移行後契約それぞれの  **「ご契約のしおり・約款」** をご確認ください。

11 お問い合わせ先

- 生命保険のお手続きやご契約に関するご相談・ご意見等は、三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンターへご連絡ください。

お問い合わせ先

三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンター

TEL **0120-324-386**（無料）

受付時間 月～金 9:00～18:00／土 9:00～17:00（日・祝日・年末年始を除きます）

- 三井住友海上あいおい生命の商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

詳細は **注意喚起情報** の「お問い合わせ先」をご覧ください。

- この **注意喚起情報** は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご契約前に **契約概要** とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- この **注意喚起情報** のほか、お支払事由やご留意点の詳細、ご契約の内容に関する事項は、
 **「ご契約のしおり・約款」** に記載しておりますので必ずご確認ください。

クーリング・オフ

1

お申込みの撤回やご契約の解除ができます。

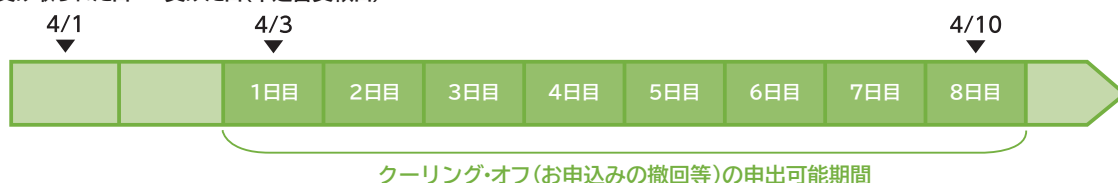
➡ 詳細は、📖「ご契約のしおり」クーリング・オフ（お申込みの撤回等）について

- お申込者またはご契約者がお申込みをされた後でも、「本書面^{注1}を受け取られた日」、「三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人がご契約のお申込みを受けた日（申込書受領日）」のいずれか遅い日からその日を含めて**8日以内であれば**、書面または電磁的記録^{注2}によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。この場合、すでにお払いいただいた保険料があるときには、三井住友海上あいおい生命はその金額をお戻しします。

注1 この書面（注意喚起情報）は、保険業法第309条第1項第1号に定める「保険契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面」です。

注2 電磁的記録によるお申し出の窓口として、三井住友海上あいおい生命ホームページ（<https://www.msa-life.co.jp>）にクーリング・オフ受付画面を設けております。

【例】 注意喚起情報を
受け取られた日 ご契約のお申込みを
受けた日(申込書受領日)



- お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）または電磁的記録の送信時（申出入力完了日付）に効力を生じます。以下のいずれかの方法でお申し出ください。

＜書面による方法＞

次の事項をご記入のうえ、郵便により三井住友海上あいおい生命までお送りください。

- 申込者等の氏名（自署）
- 住所、電話番号
- 申込番号
- お申込みの撤回等をする旨

<電磁的記録による方法>

三井住友海上あいおい生命ホームページのクーリング・オフ受付画面

(<https://www.msa-life.co.jp/form/coolingoff/coolingoff.php>) から、必要事項をご入力ください。

- 次の場合、お申込みの撤回等はありません。

- 三井住友海上あいおい生命が指定する医師の診査が終了したとき
- 債務履行の担保のための保険契約であるとき
- 既契約の内容変更（保険金額の増額、特約の中途付加等）のとき
- 法人をご契約者とする保険契約であるとき

健康状態等の告知

2

健康状態やご職業等についてありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）してください。

➡ 詳細は、📖「ご契約のしおり」健康状態・ご職業等の告知義務について

告知義務について

- ご契約者や被保険者には健康状態・ご職業等についてありのままを告知していただく義務があります。
- 告知書でおたずねする過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がい状態、ご職業等について、**事実をありのままに正確にもれなく告知**してください。

※ 情報端末を利用して告知いただく方法を含みます。

告知受領権について

- 告知を受ける権限（告知受領権）は三井住友海上あいおい生命、および三井住友海上あいおい生命が指定した医師だけが有しています。
- 次の者に口頭でお話しされただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
 - 社員
 - 代理店
 - 三井住友海上あいおい生命の指定する以外の医師 等

お申込内容等を確認させていただく場合があります

- 三井住友海上あいおい生命の社員または三井住友海上あいおい生命で委託した確認担当者が、お申込内容や告知内容、ご請求内容等について、次のときに確認させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 - ご契約のお申込みの際やご契約の成立後
 - 年金・給付金等のご請求の際
 - 保険料のお払込みの免除をご請求の際

傷病歴等がある場合のご契約のお引受けについて

- 三井住友海上あいおい生命では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち年金・給付金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合、ご契約をお断りする場合があります。

告知の内容が事実と相違する場合について

- 告知内容について、故意または重大な過失により、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（復活の場合は復活日）から2年以内であれば、三井住友海上あいおい生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。この場合、次のとおりお取り扱いします。

- 年金・給付金等をお支払いする事由が発生していても、年金・給付金等をお支払いできません。
- 保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、保険料のお払込みを免除できません。
- お支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

ただし、年金・給付金等のお支払事由または保険料のお払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらない場合は、年金・給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除を行います。

また、責任開始日または復活日から2年を経過していても、解除の原因となる事実により年金・給付金等のお支払事由が2年以内に発生していた場合^注には、ご契約または特約を解除することがあります。

注 責任開始期前に原因が生じていたことにより、年金・給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除が行われない場合を含みます。

- 「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、責任開始日または復活日から2年を経過していても、不法取得目的による無効や詐欺による取消を理由として、年金・給付金等をお支払いできないことがあります。

この場合、すでにお払込みいただいた保険料はお戻しできません。

※ 生命保険募集人等の保険契約締結の媒介を行う者が、事実を告知することを妨げたり、事実を告知しないことまたは事実と違うことを告知することを勧めたことにより告知義務違反に該当された場合は、三井住友海上あいおい生命は告知義務違反を理由としてご契約または特約を解除することができません。

保障の開始（責任開始期）

3

保障は「お申込みを受けた時」、「告知の時」のいずれか遅い時から開始します。

➡ 詳細は、 「ご契約のしおり」 保障の開始（責任開始期）について

- 三井住友海上あいおい生命がご契約をお引受けすることを承諾した場合、次のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。

この保障を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

- お申込みを受けた時
- 告知の時

なお、ご契約内容によってはご契約後、一定期間を経過した後に保障が開始するものもありますので、

 「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



- 三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上あいおい生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して三井住友海上あいおい生命が承諾したときに有効に成立します。

- ご契約者、被保険者、死亡時返戻金受取人または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときは、ご契約をお引受けすることはできません。

4

保険料のお払込み等

保険料は、期間内にお払込みください。

⇒ 詳細は、「ご契約のしおり」 保険料のお払込み・払込猶予期間とご契約の無効・失効について / ご契約の復活について

保険料の払込猶予期間について

- 保険料をお払込みいただく期間内に保険料のお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。

第1回保険料のお払込みについて

- 第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払込みがないとき、そのご契約は無効となります。この場合、次のとおりお取扱いします。
 - お支払いする返戻金はありません。
 - 無効となったご契約を元に戻すことはできません。
 - 次のご契約については、三井住友海上あいおい生命は一定期間（無効となったご契約の契約日から2年間）お引受けいたしません。
 - 無効となったご契約のご契約者または被保険者をご契約者とする新たなご契約
 - 無効となったご契約のご契約者または被保険者を被保険者とする新たなご契約（第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。）

保険契約の失効・復活等について

- 第2回目以後の保険料の払込猶予期間中に保険料のお払込みがない場合、ご契約は失効します。
- 万一ご契約が失効した場合でも、失効から1年以内であれば、三井住友海上あいおい生命所定のお手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。ただし、健康状態等によっては、復活できない場合があります。

■ お支払事由に該当しない場合

- 責任開始期（復活の場合は復活日）前の病気や不慮の事故を原因とする場合 等
- ※ 以下の **お支払いできる場合／お支払いできない場合** もご確認ください。

■ 年金・給付金等のお支払事由に該当してもお支払いできない場合

- 責任開始日（復活の場合は復活日）から3年以内の被保険者の自殺
- 受取人等の故意または重大な過失によるお支払事由の発生 等

■ 保険契約のお申込みや復活等の際の告知内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合

■ 保険契約のお申込みや復活等の際に、年金・給付金等を不法に取得する目的があつてご契約が無効となった場合や、詐欺の行為によりご契約が取消となった場合

■ 年金・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者、死亡時返戻金受取人または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約または特約が解除となった場合

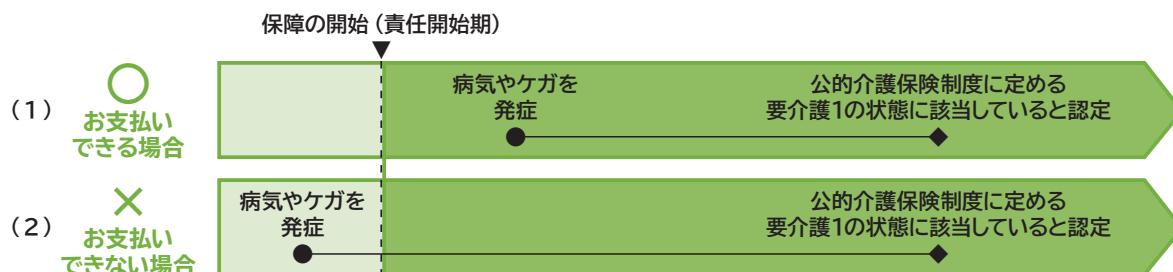
■ 第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が無効となった場合

■ 第2回目以後の保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

お支払いできる場合／お支払いできない場合

【例1】 要介護1年金・要介護1一時金をお支払いできる場合／お支払いできない場合

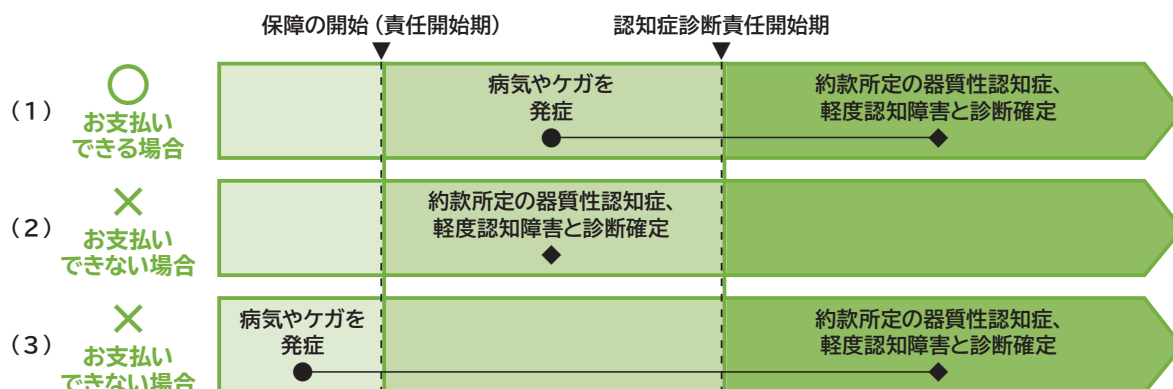
責任開始期前に発生した病気やケガを原因として、お支払事由（公的介護保険制度に定める要介護1の状態に該当していると認定等）に該当した場合には、**お支払いできません。**



【例2】 認知症診断一時金、軽度認知障害診断一時金をお支払いできる場合／お支払いできない場合

認知症診断責任開始期^注前に約款所定の器質性認知症または軽度認知障害と診断確定された場合や、責任開始期前に発生した病気やケガを原因として、認知症診断責任開始期^注以後に約款所定の器質性認知症または軽度認知障害と診断確定された場合には、**お支払いできません。**（この場合、ご契約および特約は**無効となります。**）

注 契約概要 の **⑤ 器質性認知症・軽度認知障害に関する保障の開始（認知症診断責任開始期）について** をご覧ください。



- 持病のある方で、告知事項に該当せず、ご契約いただいた場合も、その持病を直接の原因としてお支払事由に該当した場合は、お支払いできません。
- 責任開始期前に発生した病気やケガを原因とする【例1】の（2）、【例2】の（3）の場合であっても、原因となった病気やケガについて、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ健康診断等において異常の指摘を受けたことがなかった場合は、責任開始期以後に生じた原因によるものとみなします。ただし、それらの症状についてご契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

※ 他の年金・給付金等についても、同様の取扱いとなります。（死亡保険金は除きます。）

解約と解約返戻金

6

解約返戻金がない、または少なくなることがあります。

➡ 詳細は、📖「ご契約のしおり」解約と解約返戻金について

- お申込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は年金・給付金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約されますと、解約返戻金があっても多くの場合、**払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。**
 - 解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・経過年（月）数等によっても異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ※ 解約返戻金については、📖「ご契約のしおり・約款」もあわせてご確認ください。
- ※ ご契約の内容等によっては、年金・給付金等の受取金額が、払込保険料の合計額より少ない金額になる場合があります。

保険会社が経営破綻した場合等

7

保険会社の業務または財産の状況の変化、または経営破綻により、年金・給付金額等が削減されることがあります。

➡ 詳細は、📖「ご契約のしおり」保険会社の業務または財産の状況が変化した場合／「生命保険契約者保護機構」について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。
- 三井住友海上あいおい生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者等の保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

新たな保険契約へのお申込み

8

現在ご契約の保険契約を解約・減額等をするを前提に、
新たな保険契約へのお申込みをされる場合、不利益となることがあります。

➡ 詳細は、 「ご契約のしおり」 新たな保険契約へのお申込みについて

一般的に不利益となる事項について

- 多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、解約されたご契約を元に戻すことはできません。また、減額されたご契約を元に戻せないことがあります。
- 新たにお申込みの保険契約についても同様に告知義務があります。
告知が必要な傷病歴等がある場合、新たな保険契約のお引受けができないことや、その告知がされなかったためにご契約が解除・取消となることもあります。
※ ご契約が解除・取消となる場合については、この書面の **告知の内容が事実と相違する場合について** をご覧ください。
- 新たにお申込みの保険契約の責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合、年金・給付金等のお支払いができないことがあります。
また、責任開始期前に生じていた病気やケガにより年金・給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合、年金・給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができないことがあります。
- 新たにお申込みの保険契約によっては、ガンに関する保障は、責任開始日からその日を含めて90日以内に保険料の払込免除事由が生じた場合、保険料の払込免除ができないことがあります。
※ ガンに関する保障を途切らせないためには、現在ご契約の保険契約を継続し、現在ご契約の保険契約と新たな保険契約の保険料をいずれもお払込みいただく必要があります。
- 新たにお申込みの保険契約によっては、認知症に関する保障は、責任開始日からその日を含めて180日以内に給付金のお支払事由が生じた場合、給付金のお支払いができないことがあります。
※ 認知症に関する保障を途切らせないためには、現在ご契約の保険契約を継続し、現在ご契約の保険契約と新たな保険契約の保険料をいずれもお払込みいただく必要があります。

その他ご確認いただきたい事項について

- 現在ご契約の保険契約については、一般的に各種特約等の中途付加や追加契約等の方法によっても保障内容を見直すことができます。
- 保険料計算の基礎となる予定利率、予定死亡率等は現在ご契約の保険契約と新たな保険契約とは異なることがあります。

年金・給付金等のご請求

9

年金・給付金等のご請求の際はすみやかに 三井住友海上あいおい生命までご連絡ください。

➡ 詳細は、 「ご契約のしおり」 年金・給付金等のお受取り等の手続きについて

- ご請求手続き、年金・給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、
 「ご契約のしおり・約款」 または三井住友海上あいおい生命ホームページ (<https://www.msa-life.co.jp>) に記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- お客さまからのご請求に応じて、年金・給付金等のお支払いや保険料の払込免除を行います。
お支払いの可能性があると思われる場合、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。
- ご契約内容によっては、複数の保険金・年金・給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由に該当することがあります。ご不明な点がある場合は、三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。
- 三井住友海上あいおい生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約いただいた後に、ご契約者の住所や電話番号等を変更された場合は、必ず三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。
- お申込みいただいたご契約に、三井住友海上あいおい生命がお引受けできるかどうかを決定（承諾）する前に年金・給付金等のお支払事由が発生した場合でも、それまでに三井住友海上あいおい生命所定の方法により被保険者となられる方の告知を受領し、かつ、被保険者となられる方の告知・診査等から三井住友海上あいおい生命がお引受けを承諾できる場合は、年金・給付金等をお支払いします。
ただし、この書面の **5 年金・給付金等をお支払いできない場合** に記載している約款の定めにより年金・給付金等をお支払いできない場合（お申込み前からすでに病気やケガ等が発生していたり、告知の内容が事実と相違していたとき等）を除きます。

年金・給付金等の代理請求

10

代理人が年金・給付金等や保険料の払込免除を 請求することができます。

➡ 詳細は、 「ご契約のしおり」 年金・給付金等のお受取り等の手続きについて

- 次の場合、年金・給付金等の受取人またはご契約者に代わって代理人（代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人）が年金・給付金等や保険料の払込免除を請求することができます。
 - 被保険者と年金・給付金等の受取人が同一で、受取人が年金・給付金等を請求できない特別な事情があるとき
 - 被保険者とご契約者が同一で、ご契約者が保険料の払込免除を請求することができない特別な事情があるとき
- 代理請求人（または指定代理請求人）に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

お問い合わせ先

保険契約に関するご相談・ご意見等をお受けしています。

➡ 詳細は、📖 「ご契約のしおり」 苦情・相談窓口とその電話番号

- 生命保険のお手続きやご契約に関するご相談・ご意見等は、三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンターへご連絡ください。

お問い合わせ先

三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンター

TEL **0120-324-386** (無料)

受付時間 月～金 9:00～18:00 / 土 9:00～17:00 (日・祝日・年末年始を除きます)

- 三井住友海上あいおい生命の商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

お問い合わせ先

一般社団法人 生命保険協会

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

個人情報の取扱いについて

保険契約の申込書、告知書その他の各種手続書面のご記入にあたりましては、個人情報の取扱いに関する以下の説明をご確認いただき、内容にご同意のうえ、お手続きくださいますようお願い申し上げます。

1. 三井住友海上あいおい生命が取得した個人情報は、次の目的のために業務上必要な範囲で利用します。

- 保険契約の引受、維持・管理、継続、保険金・給付金等の支払い
- 三井住友海上あいおい生命の業務運営・管理、商品・サービスの開発・充実
- その他保険に関連・付随する業務

また、三井住友海上あいおい生命および MS&AD インシュアランス グループ各社は、本保険契約に関する個人情報を、本保険契約以外の保険契約の引受、履行のために利用することがあります。

2. 三井住友海上あいおい生命は、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いを、MS&AD インシュアランス グループ各社、募集代理店、医師、契約確認会社、情報処理システムの開発・運用を委託する会社など外部委託先である他の事業者等（以下「委託先」といいます。）に委託しております。

3. 三井住友海上あいおい生命は、生命保険事業の健全性維持や公平性確保など業務を適切に運営する必要性から、業務上必要な範囲で医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報を取得、利用するほか、医療機関・契約者等の第三者ならびに委託先に提供することがあります。

※ 医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

4. 三井住友海上あいおい生命は、引受リスクの適切な分散のための再保険契約の締結ならびに再保険会社における当該保険契約の引受、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いその他再保険に関連・付随する業務に関する利用のために、ご契約者・被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

5. 三井住友海上あいおい生命は、契約内容登録制度^{注1}、契約内容照会制度^{注1}、支払査定時照会制度^{注2}に基づいて、一般社団法人 生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社等とともに、保険契約等に関する所定の情報（詳細は  「ご契約のしおり」 または 三井住友海上あいおい生命ホームページ (<https://www.msa-life.co.jp>) をご確認ください。) を同協会に登録し、利用することがあります。

注1  「ご契約のしおり」 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」についてをご確認ください。

注2  「ご契約のしおり」 「支払査定時照会制度」についてをご確認ください。

6. 三井住友海上あいおい生命および MS&AD インシュアランス グループ各社は、商品・サービスのご案内・ご提供、および提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために、個人情報を共同して利用することがあります。

三井住友海上あいおい生命の個人情報の取扱いに関する詳細（グループ会社との間の個人情報の共同利用の内容を含みます。）、商品・サービスや MS&AD インシュアランス グループ各社の名称、商品・サービスおよび他の生命保険会社等との情報交換制度につきましては、**三井住友海上あいおい生命ホームページ** (<https://www.msa-life.co.jp>) をご覧ください。

「ご契約のしおり・約款」について

- 「ご契約のしおり・約款」には、ご契約にともなう大切な事項が記載されています。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。
- 「ご契約のしおり・約款」の内容は、「Web版（Web約款）」「冊子版」からご確認いただくことができます。
ご契約時にいずれかをご選択ください。

ご契約のしおり

ご契約についての大切な事項や諸手続き等、ぜひ知っていただきたい事項について記載しています。

約 款

ご契約についてのとりきめを記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

Web版（Web約款）

「Web約款」とは、三井住友海上あいおい生命のホームページにて閲覧・ダウンロード可能な「ご契約のしおり・約款」です。

※ ご契約後にお客さまへお知らせがある場合、「ご契約のしおり・約款に関する重要なお知らせ」ページからご確認いただけます。

特 徴

- パソコン、タブレット、スマートフォンからいつでも閲覧いただけます。
- ご覧になりたいページを拡大することができます。
- 保管の必要がなく紛失の心配がありません。
- 紙の使用量を減らすことができるので、地球環境保護に役立ちます。

「Web約款」の閲覧方法

1

QRコードまたはURLから
直接閲覧

- QRコードを読み取ってアクセス



※ QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

- URLからアクセス

<https://www.msa-life.co.jp/yakkan/pdf/2025-0150.pdf>

2

三井住友海上あいおい生命
ホームページから閲覧

- ① インターネットで三井住友海上あいおい生命のホームページにアクセス

<https://www.msa-life.co.jp>



- ② トップページ「Web 約款」をクリックし、「ご契約のしおり・約款」ページへ移動
- ③ 「保険種類」または「ご契約のしおり・約款コード」から該当の「ご契約のしおり・約款」を選択

ご契約のしおり・約款コード

2025-0150

※ 「ご契約のしおり・約款」を閲覧・ダウンロードする際にかかる通信料はお客さまのご負担となります。

冊子版

冊子版をご希望される場合は、募集代理店にお申し出ください。
受領した冊子版は、大切に保管してください。

介護・認知症選択型保障保険(無解約返戻金型)

ご契約者さまへのご確認事項

1

生命保険の申込みに際し、「契約概要」「注意喚起情報」の内容を了知し、これらを受領しました。
特に、「注意喚起情報」の「年金・給付金等をお支払いできない場合」に記載の「お支払事由に該当しない場合」について了知・確認しました。

「ご契約のしおり・約款」に関する説明を受け、「ご契約のしおり・約款」の受領方法を次のとおり選択しました。

●「Web約款」を選択

Web約款

「Web約款」の閲覧方法等について説明を受けました。

●「冊子版」を選択（「Web約款」を選択しない場合は、チェック☒してください）

冊子版

☐ 「冊子版」を受領しました。

2

下記の保険種類・特約について解約返戻金がないことを記載した書面（契約概要等）の交付・説明を受け、内容を了知・確認しました。

本資料

（重要事項確認書 兼 受領確認書）は

サンプルです

・介護・認知症選択型保障保険(無解約返戻金型)
・新保険料払込免除特約

※保険料払込期間中に解約された場合は、解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が保険期間より短いご契約において、保険料払込期間満了後、すべての保険料をお支払いいただいている場合のみ、解約返戻金(保険契約の型に応じて要介護1年金額、要介護2年金額、要介護1一時金額、要介護2一時金額、認知症診断一時金額のいずれかの5%)をお受け取りいただけます。なお、主契約のお支払事由に該当する前に限ります[※]。

注 軽度介護一時金、軽度認知障害診断一時金をお支払いした場合でも解約返戻金があります。

3

「第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払込みがないとき、そのご契約は無効となること」を記載した書面(注意喚起情報等)の交付・説明を受け、内容を了知・確認しました。

ご契約が無効となった場合、当社は次のとおりお取扱いします。

- お支払いする返戻金はありません。
- 無効となったご契約を元に戻すことはできません。
- 下記のご契約については、当社は一定期間（無効となったご契約の契約日から2年間）お引受けいたしません。
 - ・無効となったご契約のご契約者または被保険者をご契約者とする新たなご契約
 - ・無効となったご契約のご契約者または被保険者を被保険者とする新たなご契約

(第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。)

三井住友海上あいおい生命保険株式会社 御中

生命保険の申込みに際し、上記内容について確認しました。

●ご確認日：

※必ずご契約者さまが申込日までにご確認ください。

※ご契約者さまが法人の場合、申込書と同一印を押印してください。
ご契約者さまが個人の場合、押印は不要です。

ご契約者さまが未成年の場合ご署名ください。

契約者

自署

本資料（重要事項確認書 兼 受領確認書）はサンプルのため、ご使用することが出来ません。

様

法人押印欄

申込書と同一印

印

親権者・後見人

自署

様

----- 会社使用欄 -----

申込番号									
申込番号									
申込番号									
申込番号									

以下の条件を満たす場合、「重要事項確認書 兼 受領確認書」を転用できます。
左欄に転用する申込番号をご記入ください。

契約者、申込日がすべて同一かつ同一「契約概要・注意喚起情報」の保険種類

営業課支社	コード・課支社名			
	受付日			

■重度介護前払機能付死亡保障特則のお申込みについて

法人募集代理店およびその特定関係法人の役員・従業員は、法律上の規制により、当該代理店から本特則をお申込みいただくことはできません。

■生命保険募集人について

三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上あいおい生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して三井住友海上あいおい生命が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、三井住友海上あいおい生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

■銀行等が生命保険募集人となる場合について

- ご契約いただく商品は、三井住友海上あいおい生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預貯金ではありません。したがって、預金保険制度の対象商品とはなりません。
- ご契約のお申込みの有無により、銀行等の他の取引に影響が及ぶことはありません。

「家族Eye」のご案内



ご契約者さまが、その保険契約に関する緊急連絡先としてご親族さまを登録することにより、ご契約者さまとご親族さまに安心をご提供することができる任意の制度です。

※ ご契約者さまが法人の場合はご利用いただけません。

※ 詳しくは、右記コードまたは、三井住友海上あいおい生命ホームページからご確認ください。



生命保険契約のご検討に際しては、必ず「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川12-27-2

お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386(無料)

受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)

<https://www.msa-life.co.jp>

【MS】B1127 【AD】J91-127 49,000 2024.04.01(改一)45 2024-A-0483(2025.3.2)